

寡婦（夫）控除みなし適用申出書

(宛先) 大田区長

年 月 日

フリガナ			
保護者氏名 (口座名義人名)			
フリガナ			満3歳・年少 年中・年長 (○をつけてください)
園児氏名	年 月 日生		
幼稚園等名	(年 月入園)		
住 所	〒 大田区	電話 ()	

利用者負担額の決定に係る所得割課税額の計算において、寡婦（夫）控除のみなし適用の対象として、添付書類を添えて以下のとおり申し出ます。

私は、所得を計算する対象となる年（前年（4月～8月までの月分の利用者負担額については前々年））の12月31日現在及び申出日現在、次の1～3のいずれかに該当していることを申し出ます。（該当番号を○で囲んでください）

- 1 婚姻歴がなく、また現在婚姻状態（事実婚含む）にない母であり、生計を一にする20歳未満の子がいる
- 2 1であり、かつ20歳未満の子を税法上扶養しており、合計所得金額が500万円以下である
- 3 婚姻歴がなく、また現在婚姻状態（事実婚含む）にない父であり、生計を一にする20歳未満の子があり、合計所得金額が500万円以下である

※この場合の「子」は、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限りま

私は、寡婦（夫）控除のみなし適用に関して、大田区が要件確認を行うために必要な範囲で、児童扶養手当に関する情報を照会すること、並びに申出者及び対象となる子の課税状況、住民票の世帯状況及び戸籍状況を調査し、取得した情報を要件の確認のために必要な範囲内で利用することに同意します。

また、申出内容に虚偽があった場合、寡婦（夫）控除のみなし適用の取り消し、当該申出において適用された利用者負担額の減額分又は給付費の追加分等の全額を返還することに同意します。

年 月 日 氏名 _____ ㊞

(自署又は押印)

【添付書類】

- 申出者・子の出生以降の戸籍謄本で発行できるものすべて
・・・全部事項証明書・除籍全部事項証明書・改製原戸籍(3か月以内に発行したもの)
- このほか必要に応じて、住民票、課税証明書等みなし適用に必要な書類の提出を求めることがあります。

【注意事項】

- ・現に事実上の婚姻と同様の事情にある方、税法上の寡婦(夫)控除を受けている方、生活保護受給者、非課税の方は対象外です。
- ・寡婦(夫)控除のみなし適用を受けても、結果として利用者負担額が減額等にならない場合があります。
- ・階層判定に必要な税額等が確認できない場合(区民税未申告の場合を含む)は適用されません。
- ・当該申出書は、寡婦(夫)控除のみなし適用に関するものであり、教育・保育給付支給認定(1号認定)を行うには別に申請が必要です。
- ・所得状況や世帯状況等に変更があった場合は、教育総務課私学行政担当までお申し出ください。